

豊岡市立神美台スポーツ公園

区分	使用料					
	午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午後1時から午後5時まで
第1研修室	2,600円		3,500円		3,500円	
第2研修室	2,600円		3,500円		3,500円	
第3研修室	2,100円		2,900円		2,900円	
小会議室	700円		900円		900円	
会議室	1,300円		1,700円		1,700円	
テニスコート（1面につき）	午前8時30分から午前10時まで	午前10時から午後零時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後10時まで
	500円	700円	700円	700円	700円	1,100円

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の10倍に相当する額とする。
- 2 前号に該当する場合を除き、第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合又は市内に居住し、在学し、若しくは勤務する者（市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。）以外の者が使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。
- 3 使用許可時間を超過して使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（前2号のいずれかに該当する場合は、当該各号により計算された額）の1時間当たりの使用料の額に当該超過時間を乗じて得た額を加算する。この場合において、当該超過した時間に30分以上1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とし、30分未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てる。
- 4 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（使用許可時間を超過して使用するときは、この表に規定するそれぞれの額を基礎として前号の例により計算した額を含む。）の5割に相当する額を加算する。
- 5 テニスコートの夜間照明施設を使用する場合は、1面につき1時間当たり400円を加算する。
- 6 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。